



一般廃棄物処理業許可証

7 指令小ご第 2 号

住所 小牧市大字下末字野本 3 9 8 番
氏名 株式会社 バイオス小牧
代表取締役 廣部 智己

令和 6 年 1 2 月 1 1 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により次のとおり許可します。

令和 7 年 4 月 3 0 日

小牧市長 山下 史守朗



取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一 般 廃 棄 物 (事 業 系 生 ご み)	許 可 番 号	処 第 1 号
収 集 、 運 搬 及 び 処 分 の 別	処 分 (メ タ ン 発 酵 に よ る 中 間 処 理)		
作 業 場 所	小 牧 市 大 字 下 末 字 野 本 3 9 8 番 地		
許 可 期 間	令 和 7 年 2 月 1 日 から 令 和 9 年 1 月 3 1 日		
許 可 条 件	裏 面 の と お り		
備 考 令 和 7 年 4 月 3 0 日 付 で 受 入 ・ 作 業 時 間 の 変 更			

許 可 条 件

- 1 日 (2 4 時 間) で 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 数 量 は 1 6 9 . 9 t までとする。
- 受 入 ・ 作 業 時 間 は 原 則 4 時 ～ 2 1 時 と し 、 こ れ 以 外 の 時 間 で 特 別 に 受 入 ・ 作 業 を 行 う 場 合 は 市 に 報 告 す る こ と 。
- 処 理 に 当 た っ て は 、 「 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 」 、 「 愛 知 県 廃 棄 物 の 適 正 な 処 理 の 促 進 に 関 す る 条 例 」 、 「 小 牧 市 廃 棄 物 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処 理 に 関 す る 条 例 」 、 そ の 他 関 係 法 令 の 規 定 を 厳 守 し 、 操 業 に 当 た っ て は 、 周 辺 環 境 に 十 分 配 慮 す る こ と 。
- 処 理 で き る 一 般 廃 棄 物 は 、 原 則 小 牧 市 内 で 発 生 し た も の の み と す る 。 た だ し 、 小 牧 市 と の 協 議 に よ り 搬 入 が 認 め ら れ た 市 町 村 等 に て 発 生 し た 一 般 廃 棄 物 に 限 り 、 許 可 の 範 囲 内 に お い て 処 理 す る こ と が で き る 。
- 実 績 報 告 は 1 ヲ 月 単 位 と し 、 該 当 月 の 翌 月 1 0 日 ま で に 小 牧 市 へ 報 告 す る こ と 。 こ の と き 小 牧 市 以 外 の 一 般 廃 棄 物 を 受 入 し て い る 場 合 は 、 内 訳 書 も 提 出 す る こ と 。
- そ の 他 生 活 環 境 保 全 等 の 目 的 を 達 成 す る た め 、 本 市 の 指 示 に 従 い 、 本 市 が 求 め た 場 合 速 や か に 施 設 等 へ の 立 入 調 査 に 応 じ る こ と 。